

## 飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業費補助金に係るQ&A

R2. 4. 28時点

番号	項目	質問内容	回答
1	補助事業の内容	衛生消毒費など感染拡大防止対策は支援対象か。	本事業は、感染症拡大防止に取り組む飲食店等の経済活動の支援を目的としていることから、消毒液の購入のみといった単発的かつ非経済活動は対象にはなりません。持続的な経済活動又はその動機に繋がる仕組みや仕掛けづくりは対象となります。そうした経済活動等の事業のひとつとして実施する衛生消毒などは、対象になりえます。
2	補助事業の内容	市町村が補助している事業の上乗せ補助は可能か。	経費の区分整理(県の補助対象経費と市町村の補助対象経費)ができるのであれば、可能です。
3	補助事業の内容	飲食店以外の業種が行う事業は補助対象になるか。 例えば、飲食店に宿泊業や物販等を含む店舗への支援事業や、飲食店以外の他業種だけの店舗への支援事業などはどうか。	対象を飲食店等としているため、事業内容が、感染拡大防止対策となっており、持続的な地域経済活動又は経済活動の動機に繋がる仕組みや仕掛けづくりであれば対象となります。 例えば、以下のような事業を実施主体が行うのであれば、事業の対象となりえます。 (例1)酒蔵元+酒屋+飲食店(計20店舗)が実施する「オンライン宅飲み」イベント 特定のテーマ(蔵元の酒に合う着、特定の着に合うお酒等)を設定した酒の語り部付き宅飲みイベント 等 (例2)宿泊業+医療機関(計20店舗)が実施する医療従事者への休息場所の提供 感染症指定医療機関の医療従事者に対する一時休息の場として宿を提供する企画 等 ※いずれも商品・サービス代は補助対象外です。
4	補助事業の内容	複数の事業を組み合わせることは可能か。(デリバリーと「先払い」など)	事業の組み合わせは可能ですが、一団体の補助上限額は変わりません。
5	補助事業の内容	事業実施主体がデリバリーなどを外部に委託することは可能か。	可能ですが、事業のすべてを外部に委託することは認められません。なお、デリバリーなどを外部に委託する場合は、単価契約とするなど配送実績に応じた支払とするような仕組みが望ましいです。
6	補助事業の内容	団体の会員飲食店が20店舗に満たない場合であっても、支援対象となるか。	この場合、事業実施主体の団体が非会員店舗も支援対象とするなど、組織にとられることなく協働して、20店舗まで増やしていただくことが望ましいと考えています。 一方、地域事情により20店舗に満たない場合は、振興局にご相談ください。 また、一団体の会員のみを対象とした支援を否定するものではありません。

番号	項目	質問内容	回答
7	補助事業の内容	別事業で行うクラウドファンディングを企画・運営する団体は支援対象となるか。	対象となります。ただし、クラウドファンディングの手数料やリターンのプレミアム分(「3,000円の支援で3,300円分の食事券プレゼント」の場合の300円分等)は補助対象外です。
8	補助対象経費	テイクアウト商品の値引分や配送料は補助対象か。	事業実施主体の構成員が実施または提供する商品やサービスの補てんについては、本事業の趣旨と異なるため、補助対象外となります。 例えば、以下のようなものが補助対象外となります。 (例1)実施主体が商店街の場合であって、当該商店街組員である飲食店が料理したテイクアウト商品の値引き分 (例2)実施主体がテイクアウト商品の配送を行う団体であって、当該団体の構成員が実施するデリバリーの配送料の値引き分等
9	事業実施主体	個人や一企業は対象となるか。	対象になりません。
10	事業実施主体	支援する飲食店の店舗は、事業実施主体の構成員になる必要があるか。	飲食店の構成員要件はありません。
11	事業実施主体	複数の団体の構成員に同一店舗が含まれていても、各実施主体の事業を認めることができるか。 (例:観光協会による支援と商店街振興組合による支援などが想定され、飲食店は両団体の会員になっている。)	事業実施主体の団体の構成員に同一店舗が含まれていても、事業内容が異なっている場合(例えば、観光協会が実施する広報事業と商店街振興組合が実施するテイクアウト配送事業など)や、事業内容は一緒だが支援する店舗が異なる場合(例えば、観光協会はA地区、B地区のテイクアウト配送事業を実施、商店街振興組合はC地区のテイクアウト配送事業を実施など)などは支援対象となります。